

「海老名市中学校部活動振興会」規約

第1条（名称）

この会は、海老名市中学校部活動振興会（以下、「振興会」という。）と称する。

第2条（目的）

振興会は、海老名市中学校の部活動の振興を図ることを目的とする。

第3条（事業）

振興会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）中学校の部活動への援助
- （2）大会参加への援助
- （3）広報活動
- （4）その他、目的達成に必要な事業

第4条（会員）

1. 振興会の会員になることのできる者は、次の者とする。

- （1）海老名市立中学校に在籍する生徒の保護者であって、所定の会費を納入した者
- （2）振興会の目的達成に関わる教職員、部活動地域指導者、関連団体代表者及び振興会職員

2. 前項第1号により振興会に加入しようとする者は、それぞれの中学校で取りまとめる所定の手続によって事務局へ届け出るものとする。

第5条（会費）

前条第1項第1号による会員の会費は、生徒一人について年額2,000円とし、前条第1項第2号による会員の会費は、無料とする。

第6条（役員等）

振興会に次の役員及び評議員、理事、監査委員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 4名
- （3）理事長 1名
- （4）会計 1名
- （5）評議員 別表1に定める
- （6）理事 別表2に定める
- （7）監査委員 2名

第7条（役員等の選任）

前条の役員等の選任は次の方法による。

- （1）会長、副会長、会計、監査委員は、理事会が推薦し、評議員会で選任する。
- （2）評議員は、部活動顧問、保護者及び部活動地域指導者の中から別表1の区分により選任する。
- （3）理事は、関連団体及び会長が別に定める学校部活動運営委員会の中から別表2の区分により選任する。なお、会長が運営上必要であると認めるときは、評議員会の承認を経て若干名の理事を選任できる。
- （4）理事長には、中体連会長をもって充てる。

第8条（役員等の職務）

第7条による役員の職務は次のとおりとする。

- （1）会長は、振興会を代表し、会務を総理する。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- （3）理事長は、理事会を代表し、会務を執行する。
- （4）会計は、経理を掌理する。
- （5）評議員は、評議員会を構成し、振興会の意思を決定する。

- (6) 理事は、理事会を構成する。
- (7) 監査委員は、会計を監査する。

第9条（役員等の任期）

- 1. 役員等の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 2. 役員等が欠けた場合の後任役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条（職員）

- 1. 振興会に次の職員を置く。
 - (1) 事務員 若干名
- 2. 事務員は、会長が任免する。
事務員の服務等の勤務条件は、海老名市の一般職員の例による。ただし、一般職員の例によりがたいときは、会長が別に定める。

第11条（会議）

- 1. 振興会の会議は評議員会、理事会、役員会とする。
- 2. 評議員会は、振興会の最高決議機関であって評議員および役員・理事で構成され、会長が招集し、次の事項を審議する。
 - (1) 年度事業計画及び会計予算の決定
 - (2) 事業報告及び会計決算の承認
 - (3) 役員を選任
 - (4) 規約の制定及び改廃
 - (5) その他、重要事項の決定
- 3. 理事会は、会長が招集し、次の事項について審議する。
 - (1) 振興会の事務執行に必要な事項
 - (2) 評議員会に諮る事項
 - (3) 評議員会から委任された事項
 - (4) その他、必要な事項
- 4. 役員会は、会長、副会長、理事長、会計を持って構成し、会長が招集して振興会の連絡調整に当たる。
- 5. いずれの会議も、通常は過半数の参加をもって成立し、参加者の過半数の賛成によって議決する。ただし、本規約の改正及び廃止については出席者の2/3以上の賛成がなければ改廃できない。なお、いずれの会議も、委任状及び委任された代理者の出席を認めるものとする。

第12条（専門委員会）

- 1. 振興会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 2. 専門委員会は、評議員会の同意を経て、会長が設置する。
- 3. 専門委員会の委員長及び委員は、会長が委嘱する。

第13条（脱会）

振興会を脱会しようとする者は、所定の手続によらなければならない。なお、この場合、すでに納入された会費等は返却しない。

第14条（会計）

- 1. 振興会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。
- 2. 振興会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第15条（委任）

この規約に定めるもののほか、振興会の会務遂行に必要な事項は会長が別に定め、次の評議員会に報告するものとする。

- 附則 1. この規約は平成15年8月30日より施行する。
2. この規約は平成17年6月2日に改正、平成17年6月2日より施行する。
 3. この規約は平成18年6月6日に改正、平成18年6月6日より施行する。
 4. この規約は平成20年6月10日に改正、平成20年6月10日に施行する。
 5. この規約は平成21年6月15日に改正、平成21年6月15日に施行する。
 6. この規約は平成25年6月12日に改正、平成25年6月12日に施行する。
 7. この規約は平成29年6月13日に改正、平成29年6月13日に施行する。
 8. この規約は平成30年6月13日に改正、平成30年6月13日に施行する。
 9. この規約は令和2年6月13日に改正、令和2年6月13日に施行する。
 10. この規約は令和4年6月13日に改正、令和4年6月13日に施行する。

別表1（第7条・第8条関係）評議員の選出

	選出区分	人数	備考
1	顧問代表	専門部数	中体連、市中総文実行委員代表
2	保護者代表	12名	各中学校2名
3	部活動地域指導者	6名	各中学校1名と会長が認めたものとする

別表2（第7条・第8条関係）理事の選出

	選出区分	人数	備考
1	海老名市中学校体育連盟会長	1名	理事長に充てる（役員）
2	海老名市中学校体育連盟理事長	1名	
3	海老名市スポーツ協会	1名	
4	各校部活動運営委員会保護者 代表	1名	中学校開校順に1名選出
5	中学校部活動担当者 各校1名	6名	原則として学校部活動運営委員会書記

別表3（第12条関係）組織図

